

訪問看護ステーションふく 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社TREO が設置する 訪問看護ステーションふく（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- ステーションは、指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）に当たって、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。
 - ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
 - ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。
 - 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

(事業の運営)

- 第3条 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 名称：訪問看護ステーションふく
- 所在地：兵庫県佐用郡佐用町円光寺 86 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、介護保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

- 管理者：看護師若しくは保健師 1人（常勤）
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5人以上（管理者含む）
保健師、看護師は計画書及び報告書を作成、准看護師は報告書の作成、訪問看護を担当する。介護予防も含む。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間等）

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、祝日、12月29日から1月3日及び会社が定める休日を除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（訪問看護の内容）

第9条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察など）
- (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪等による清潔の保持など）
- (3) 日常生活の世話（食事および排泄など）
- (4) 在宅リハビリテーション（寝たきり・褥瘡予防、手足の運動など）
- (5) 療養生活や介護方法の指導
- (6) 認知症の介護・お世話と悪化予防の相談
- (7) 精神疾患患者の看護・自立支援
- (8) カテーテル等の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づく看護
- (9) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (10) 終末期の看護（ターミナルケア）
- (11) その他医師の指示による医療処置
- (12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

（緊急時における対応方法）

第10条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料等）

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

また、別途定める料金表に基づき利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を越えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担と

する。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、次の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料を 15,000 円とする。但し、特別な経費を要したとき別途実費とする。
 - (2) 次条に定める通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 実費 1 キロメートル当たり 50 円とする。

(通常業務を実施する地域)

第 1 2 条 ステーションが通常業務を行う地域は、佐用町、赤穂市、相生市、上郡町、たつの市、姫路市、太子町、宍粟市とする。

(相談・苦情対応)

第 1 3 条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 5 年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第 1 4 条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 利用者及びその家族から苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

(人格の尊重)

第 1 5 条 ステーションは、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

(秘密の保持)

第 1 6 条 ステーションの従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

- 2 ステーションは、従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 ステーションは、指定介護サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(暴力団等の影響の排除)

第 1 7 条 ステーションはその運営について、暴力団等の支配をうけてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 1 8 条 ステーションは、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 ステーションは、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(研修による計画的な人材育成)

第19条 ステーションは、適切なサービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 ステーションは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実がステーションの管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 4 ステーションは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第21条 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)

- 2 ステーションは、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努め、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。それに関する研修の実施及び見直しを定期的に行う。

(附則)

この規定は、令和7年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和7年11月27日から施行する。